

下呂市告示第 27 号

下呂都市計画下水道の決定に関する告示

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画下水道を決定したので、同法第 21 条第 2 項の規定により準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

その図書は令和 3 年 2 月 4 日から二週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 4 日

下呂市長 山 内 登

別表

縦 覧 場 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂市役所 生活部 上下水道課	午前 9 時から午後 5 時まで 但し、土日祝祭日除く	

記

番 号	下 水 道 の 名 称	排 水 区 域	備 考
1	下呂市公共下水道	約 293ha	